

1. コンプライアンスの徹底について

- 先般、証券会社で発生した不適切な情報提供事案に関連して、行政処分を行った事案があった。
- 証券会社は、市場における仲介者、ゲートキーパーとしての役割を適切に果たすといった社会的使命やそうした役割に係る高い自己規律をもって資本市場に対する信頼性を確保することが求められている。こうした社会的要請に鑑みれば、先般、発生した不適切な情報提供行為については、法令違反ではないものの、市場に対する信頼性を著しく損ないかねない行為であり、問題があったと考えている。
- この事案に限らず、コンプライアンス上の問題の発生原因の多くは、経営陣の姿勢や企業文化、あるいはビジネスモデル・経営戦略等の経営の根幹そのものに関わる問題が関係していると考えられる。コンプライアンスについて様々な施策を実施していても、その施策の本質的な趣旨を社員一人一人が理解していなければ、法令さえ守っていればコンプライアンス上の問題は生じ得ないとの意識が醸成されかねず、コンプライアンス上の問題の発生を根絶することはできないと考えている。
- 事案それ自体の問題とは別に、経営陣は、場合によっては金融機関の信頼を大きく毀損するような事態を招くことを改めて御認識のうえ、自らが率先して社員の意識改革に取り組み、ルールベースにとどまらないプリンシプルに即した広義のコンプライアンス意識やそれに基づくチェック態勢を定着させるなど、実効性あるコンプライアンス態勢を整備していただきたい。

2. モニタリング結果の概要について

(1) 大手証券会社

○ 大手証券会社については、ビジネス戦略、リスク管理、ガバナンス、ITシステムなどについて、個別の問題事案や営業店の実地調査等を通じて、各種施策の実践・定着状況を確認するとともに、深度ある対話を実施してきたところ。大手証券会社では、各社とも、資産管理型営業への転換が重要と位置付け、従前のフロー収益中心のビジネスからストック収益を重視する戦略に転換を図っており、各社が掲げる顧客本位の業務運営の重要性についての考えや精神は営業員に徐々に浸透してきていると考えているが、本日は、この1年間モニタリングを実施してきた中で気付きの点について申し上げたい。

① 顧客本位の業務運営について

○ 顧客本位の業務運営に関しては、各社ともに、各種施策を実施し定着に向けて取り組んでいるところであるが、実際店舗にお邪魔させていただくと、営業員が手数料が高い取引を頻繁に行い、顧客に多額の損失を発生させるなど、顧客ニーズに適合していない不適切な取引を行っている事例が見受けられた。こうした取引は、支店長等の上席者や内部管理部門による取引状況のモニタリングにおいても看過されるなど、顧客の利益を考慮した取引であるかといった顧客本位の観点からの検証が機能していない状況が認められた。

② ガバナンス機能の適切な発揮について

○ 先ほどの事案やその他の問題事案の発生原因を分析すると、個別の問題が生じていても、営業現場や内部管理部門の意識不足から、経営陣に適時・適切な情報が提供されず、その結果、必要な対応が適時に取られていないといった共通の課題が認められた。

○ 取締役会が経営に対する適切な監督機能を発揮するためには、業務執行状況を適時・的確に把握し、問題が認められた場合は、迅速に見直す必要があり、そのための仕組みの構築や社員の意識改革を徹底していただきたい。

(2) その他の証券会社

- 次に、大手証券会社以外の証券会社については、各社の規模・形態等が多様であり経営状況や課題等も様々であることを踏まえつつ、顧客本位の業務運営の定着や収益・顧客基盤の強化について、モニタリングを行ってきたところ。これらの業態においては、不適切な勧誘・販売が行われた事例やサイバーセキュリティ対策に不備がある事例、いくつかの問題が認められており改善を図っていただく必要があるが、先ほど監視委から説明があったのでここでは割愛し、よい取組事例、特徴的な取組事例に絞ってご紹介する。

① ネット系証券会社について

- ネット系証券会社については、各社とも競争力を維持・向上すべく継続的にビジネスモデルの多様化を進めており、IFAの活用、ポイントサービスやビックデータの活用、フィンテック企業との提携等を行いながら、自らのビジネスモデルの特徴・課題を分析した上で、新たな収益の柱となり得るビジネスモデルの構築に取り組んでいる状況がみられた。

② 地域証券会社等について

- 地域において中核的な役割を果たすことが期待されている証券会社や、地域証券会社等とグループ化を進めている証券会社等について対話を行ったところ、以下のような特徴的な取組みがみられた。
 - 他社にない独自サービスの提供・取組み
 - ✓ 有人店舗の役割が縮小する流れの中でも対面取引のニーズを取り込むため、繁華街に弁護士・税理士が常駐する店舗を開設
 - 従業員の働き方を改善する取組み
 - ✓ 営業員にタブレット端末を配布し、社内会議をチャットで行うなどIT化を進め、残業時間を縮減業務
 - 地域企業への関心を高める取組み

- ✓ 県内企業に関する個人投資家向けのアナリストレポートを作成
- グループ企業価値の向上につながる取組み等
 - ✓ グループ各社への商品供給など営業面での支援だけでなく、コンプライアンス分野などの非競争領域においても連携を進めている
- 以上、各社と対話・モニタリングを行ってきたが、本事務年度のモニタリングで認められた課題についての対応状況等は引き続きフォローアップしていく予定であり、皆様におかれては、適切にPDCAを回して、実効性のある取組みにつなげていただきたい。

3. 証券外務員の旧姓使用について

- 今年4月22日に開催された規制改革推進会議において、「各種国家資格における旧姓使用の範囲拡大について」が議題となり、保険募集人の旧姓使用が取り上げられた。
- この会議において、生命保険業界からは保険募集人の業務における旧姓使用が可能である旨ガイドライン等で明確化するとともにシステム面を含めた対応をしていくとの表明があり、金融庁としても監督指針の改正などとともにシステムを改修しこれに速やかに対応していくとの考えを表明したところ。
- 金融庁では、証券外務員についても同様の対応をしていきたいと考えており、今後、監督指針の改正及びシステムの改修を予定していることから、日証協においてもこれに合わせたシステム面を含む対応を速やかに行って頂きたいと考えている。また、各社におかれましても旧姓使用を希望する社員について、その希望を尊重した対応を行って頂きたいと考えている。
- これは証券業界における女性活躍をこれまで以上に推進していくとの趣旨で行うものであり、ご理解ご協力をお願いしたい。

(以 上)